

「農薬取締法第8条第1項に基づく再評価における公表文献の提出について（方針）（案）」及び「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン（案）」に対する
意見・情報の募集について

令和3年8月8日
農林水産省消費・安全局

この度、「農薬取締法第8条第1項に基づく再評価における公表文献の提出について（方針）（案）」及び別添「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン（案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の背景

農薬の安全性をより一層向上させるため、平成30年に農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）を改正し、科学の発展により蓄積される農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を、効率的かつ的確に反映できるよう、既に登録されているすべての農薬について、最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価を定期的に行う仕組みを導入しました。

他方、令和3年3月18日、食品安全委員会農薬第一専門調査会は、残留農薬の食品健康影響評価での公表文献の取扱いに関する基本的考え方、手順等を明確化するため、「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」を決定し、令和3年4月6日に食品安全委員会に報告しました。

これを参考に、農業資材審議会農薬分科会でも、法に基づく農薬登録に際し、リスク評価において取り扱う公表文献の収集及び選択の手順を明確化するため、第24回（令和3年3月24日）以降、3回にわたり「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン」の検討を進めてきたところです。

2 意見公募の概要

（1）「農薬取締法第8条第1項に基づく再評価における公表文献の提出について（方針）（案）」について

法第8条第1項に基づく再評価を実施するに当たり、農薬の登録を判断するリスク評価等に活用するために、再評価を受けるべき者に対して、公表文献の提出を要請することとし、提出に当たって必要な文献の収集期間、提出期限等の項目について記載しています。なお、公表文献の収集及び選択の方法については、別添「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン（案）」に基づいて行うこととします。

(2) 別添「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン（案）」について

農薬の安全性に関する科学的知見として収集する、学術ジャーナル等に掲載された公表文献については、著者の研究目的に応じた方法で実施された研究の結果が掲載されていることから、農薬の評価・審査の目的との適合性や結果の信頼性は様々です。公表文献を適切に評価に使用するに当たっては、一貫性かつ透明性が担保された方法により公表文献の収集・選択等を行う必要があることから、農業資材審議会農薬分科会の審議を経て、今般「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン（案）」をとりまとめました。

3 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布

4 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

5 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

6 意見・情報受付期間

令和3年8月8日～令和3年9月6日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

7 公示資料（今回の意見公募の対象文書）

- ① 「農薬取締法第8条第1項に基づく再評価における公表文献の提出について(方針) (案)」
- ② 別添「公表文献の収集、選択等のためのガイドライン (案)」

8 参考資料

「残留農薬の食品健康影響評価における公表文献の取扱いについて」

※今回の意見公募の対象文書ではありません。